

新旧対照表

現 行
(確認申請書に添付する図書) 第2条 (略) (1)～(7) (略) (8) 建築基準条例第27条の8第1項の規定により <u>同項各号</u> に規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあつては、様式第4号の調書 2 (略) (不適格建築物の報告) 第21条 法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から <u>第137条の4まで及び第137条の4の3から第137条の11まで</u> に規定する範囲内の建築物の増築又は改築であつて、法第6条第1項の規定による建築確認を要しないものしようとする者は、様式第3号又は様式第4号の調書をそれぞれ2部知事に提出しなければならない。

改 正 案
(確認申請書に添付する図書) 第2条 (略) (1)～(7) (略) (8) 建築基準条例第27条の8第1項から <u>第3項まで</u> の規定により <u>各項各号</u> に規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあつては、様式第4号の調書 2 (略) (不適格建築物の報告) 第21条 法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から <u>第137条の11の3まで</u> に規定する範囲内の建築物の増築又は改築であつて、法第6条第1項の規定による建築確認を要しないものしようとする者は、様式第3号又は様式第4号の調書をそれぞれ2部知事に提出しなければならない。